

## 出前講座実施要領

- 1 目的 出前講座を通じて障がい及び障がい福祉に関する理解を深め、障がいのある方やその家族の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。
- 2 申込者 岐阜市内に在住、在勤及び在学する5人以上で構成する団体、グループなどとする。  
ただし次の場合は対象外とする。
  - ・営利を目的とするとき
  - ・政治または宗教活動を目的とするとき
  - ・出前講座の目的に適さないと認められるとき
- 3 実施日時 岐阜市障害者生活支援センターの開所日で、午前10時から午後4時までの間とし、原則として1講座1時間以内とする。
- 4 会場 申込者が岐阜市内の会場を確保し、出前講座の開催に係る準備などを行う。
- 5 講師料等 講師料は無料とする。ただし、出前講座の内容により申込者が材料を事前に用意するなど、費用が必要な場合がある。
- 6 申込受付 出前講座の開催について、事前に当センターへ電話などにより確認した上、開催希望日の1か月前までに、出前講座申込書を当センター窓口またはFAXにより提出する。
- 7 実施決定 申込受付時など当センターと出前講座の開催について調整した後、この要領に規定する目的に適していると認められる場合は実施決定し、申込者に通知する。

この要領は、令和元年10月31日から適用する。